

令和4年度

第9回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金）

佐々町農業委員会

令和4年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年12月23日（金）午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年12月23日（金）午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君
推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	大瀬 敏幸 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	井手 俊博 君	推進委員	林 勇作 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	立石 徹 君		
補佐					

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(4) 審議事項

第29号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第30号議案 非農地通知申出書について（木場免）

第31号議案 非農地通知申出書について（志方免）

(5) 協議事項

○佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

(6) その他

①令和3年度最適化活動の点検・評価について

②1月定例会の日程について

③その他

事務局長補佐（作永 善則君） ただいまから令和4年度第9回佐々町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、初めに吉野会長から挨拶をお願いします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。今季最高の寒波で寒い日を迎えております。今年もあと残すところ1週間余りとなり、本年最後の総会です。皆さんにとってこの1年、どのような1年であられたでしょうか。何といてもロシアのウクライナ侵攻で穀物や生産資材の供給網が混乱、停滞し、国際相場の急騰や供給不足を招き、さらに円安も相まって物価が高騰しました。生産資材の高騰は農家の経営に深刻な打撃を与えています。また、それに台風などの自然災害もありました。一刻も早く紛争が終了し、平穏な以前の状態になることを切望しております。

それと、また年末に向け寒波が予想されています。極端気象とも言われるように被害も出ています。体調管理、また農作物の管理に注意され、御家族そろって新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。

事務局長補佐（作永 善則君） 本日の出席員は12名です。井手委員から欠席の報告がっております。最適化推進委員については4名出席です。林委員から欠席の報告がっております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、山下委員、13番、濱野委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
書記。

書記（立石 徹君） 書記。資料の1ページを御覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書。農地の貸し借りの契約の合意解約になります。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

土地の所在、市瀬免字古田 1 1 3 の 2、地目、田 7 0 2 m²。市瀬免字古田 1 2 6 の 1、地目、田 3 5 0 m²。市瀬免字古田 1 2 6 の 2、地目、田、面積 4 1 9 m²になります。

場所につきましては、資料の 3 ページを御覧ください。航空写真をつけております。青で囲んだ 3 か所になります。場所が右上に建物があると思うんですけども、これが市瀬の ○○○○になります。

もともとの契約につきましては、資料の 4 ページにつけております。今年の 5 月 1 日から 3 年契約ということになっておりましたが、今回合意解約ということになりました。その 3 筆につきましては、1 1 3 の 2 につきましては、耕作予定者が決まっております。残りの 2 筆については未定となっているところです。

土地の引渡しは、令和 4 年 1 2 月 1 日となっております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 2 番。

2 番（濱野 努君） 2 番です。残りの 2 筆は、田んぼとしては 1 枚なんです。これは大体借りられる方、借りたいという内定はしています。よろしく御願いいたします。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありませんか。（ 「なし」の声あり ） ないので、報告事項を終了します。

次に日程 4、審議事項に入ります。

第 2 9 号議案農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の 5 ページをお願いします。

第 2 9 号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和 4 年 1 2 月 2 3 日、佐々町農業委員会会長。

資料の 6 ページになるんですけども、これが 2 件あると思うんですけども、資料の差し替えになります。差し替えの分の 2 ページ目をお願いします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の（5）の規定による農用地利用集積計画書。

番号 1、権利の設定を行う者、貸し手農家、○○○○、○○○○。権利の設定を行う者、借り手農家、○○○○、○○○○。土地の所在、石木場免字船坂、地番 1 8 5—1、地目、田、面積 1, 4 3 0 m²。借り手農家、耕作面積 3, 5 0 5 m²。権利の種類、賃借権。区域区分、農用地。今回の設定内容、物納、年間 6 0 kg、3 年契約、ほか 3 件ございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。（ 「なし」の声あり ）

ないようですので、採決をいたします。第29号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。(賛成者挙手)ありがとうございました。全会一致で承認することといたします。

次に、第30号議案非農地通知申出書について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記(立石 徹君) 資料の8ページをお願いします。

非農地通知申出書になります。申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在等、木場免字開91番地、登記地目、田、面積674m²。

場所につきましては、資料の10ページをお願いします。赤で囲んだ部分が該当の場所になります。その下にお家があると思えますけども、こちらが〇〇〇〇の御自宅になります。その裏手になります。

こちらにつきましては、12月9日金曜日に藤永茂委員、和田貞子委員、藤永九市委員と事務局で現地確認を行いまして――すみません、資料の9ページになります。現地調査の結果なんですけども、資料の11ページに現況写真を載せておりますが、長期にわたって管理されていない様子で細かい木々も生い茂っております、現況は原野化しております、今後農地として再生不可であると判断したところでございます。

説明は以上になります。

会長(吉野 裕君) 地元のほうから補足説明をお願いします。8番。

8番(藤永 九市君) ちょっと補足をさせていただきます。ただいま説明されたとおりでございますけれども、ましてやお話のように私の家のすぐ裏なんですね。これもう4、50年来、分かりませんでした、田ということで私も驚いたんですけども、地目が田になってますけども畑地状態で、恐らく私の生きている限りこれ田んぼだった記憶もありませんし、水のたまった記憶もありません。そういったところでありまして、真裏になります。そして裏、5、6メートル高い、5メートルぐらいありますか。ほとんど荒廃して、もう20年来手をつけられていない状況にあります。

御両親がいらっしゃった頃は耕作されたこともあったかのように思っていますけれども、この〇〇〇〇さんに譲られてからは、ほとんど手を差し伸べていないという状況の中、耕作放棄地として作付全くされていないということでございます。

そういったことを踏まえて皆さんとともに確認しました結果、三者、農業委員、南部班長を含めて私ども3人、合意いたしまして、これは認めざるを得ないなということで確認した次第であります。御審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

会長(吉野 裕君) この件について何か御意見、御質問ありませんか。(「なし」の声あり)

ないようですので、採決をいたします。第30号議案について承認されることに賛成の方

の挙手をお願いします。(賛成者挙手) ありがとうございます。挙手多数ですので、非農地と判断いたします。

次に、第31号議案非農地通知申出書(志方免)について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記(立石 徹君) 資料の12ページをお願いします。

議案第31号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地、別紙のとおり。令和4年12月23日、佐々町農業委員会会長。

資料の13ページをお願いします。非農地通知申出書になります。

申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在等、志方免字山下182番地、登記地目、畑、面積778m²でございます。

場所につきましては、資料の16ページをお願いします。

航空写真をつけております。右上の道路が志方江迎線ですね。上のほうに行くと江迎方面になります。青で囲んだところが今回の該当地になります。青で囲んだ部分の左側になります。こちら〇〇〇〇さんの家のお近くになります。

こちらにつきましては12月20日火曜日に、池田邦義委員、山下委員及び事務局で現地調査を行いました。現地の状況ですけれども、1枚ものの資料、写真があると思います。上下に2枚写真が載っている分ですね。これが現地の状況でございます。

調査員の意見につきましては、これも差し替えの資料の一番最後のページに調査票をつけておりますが、こちらについては長期にわたって、こちらも管理されていない様子でありました。細かい木々も生い茂っております、現況は原野化していると。今後農地としては再生不可と判断したところでございます。写真を見ると、これ少し草とかを刈られているんですけど、大分所有者が一生懸命刈られて、まだこの状況ということで、そういった判断をしたところでございます。

説明は以上になります。

会長(吉野 裕君) 地元委員の説明をお願いします。3番。

3番(池田 邦義君) 御報告します。12月20日の日、事務局局長代理、事務局、それと山下委員と私と4名で一応現地を確認しましたところ、我々が行ったところでは地主さんが草刈りをされて何とか歩けた、私でも何とか歩けたんですけど、ちょっとこのまま刈られてなかったら、とてもじゃないが歩けるような状態ではないし、立木もかなり切ってたような状態です。それでやっと現地確認ということで現地確認ができましたので、とてもじゃないがこれを根こそぎ立木のあれを取って畑にするということは、とてもじゃないが無理じゃないかなということで、我々4人はそういう形で非農地として一応見てもらいたいなという思いで帰ってきました。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。よろしいですかね。

（ 「なし」の声あり ）意見もないようですので、採決をいたします。第31号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（ 賛成者挙手 ）ありがとうございました。挙手多数ですので、非農地と判断いたします。

次に、日程5、協議事項について、佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の22ページをお願いします。

佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について。このことについて、農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき佐々町農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき貴職の意見を伺いますということで、佐々町長から農業委員会会長宛てに来ております。

資料の23ページをお願いします。佐々町農業振興地域整備計画変更計画書になります。

変更番号4-2、申請人氏名、〇〇〇〇、申請人住所、〇〇〇〇、申請地所在地、佐々町大茂免字小田589番1、除外面積360m²、現況地目、畑、除外目的、宅地。

資料の25ページをお願いします。こちらの計画の変更理由につきましては、①変更理由というところに記載しておりますが、高速道路の工事に伴う立ち退きにより住宅を建て替える必要が生じたためとなっております。

場所につきましては、資料の27ページを御覧ください。ページの真ん中のほうに申請地ということで記載をしております。こちらにつきましては、申請地のちょっと左上に〇〇〇と名前が書いていると思います。ここが〇〇〇〇さんの今の御自宅になります。左下にも〇〇〇〇というのが2件ありますけど、ここはまた違う〇〇〇〇さんですね、左上のほうです。

その〇〇〇〇さんの御自宅の左に高速道路（予定）ということで、ページの上から下まで延びていると思います。ここに高速道路が通る予定となっております、それに係る立ち退きの住宅の建設ということになっております。

現況につきましては、資料の30ページになります。――あ、すいません、場所については、ちょっと戻りますけども資料27ページの申請地と書いてある場所が道路が2つに分かれていると思います。左側の縦に延びているちょっと幅が広い道が志方江迎線ですね。上に行けば江迎というところですね。申請地の横を通る右の細い道が、ここが大茂の集会場のほうに上がる道になります。そこの上がるとこのそばになります。

資料の34ページをお願いします。図面を載せております。記載のとおり、お家が建つ予定です。2筆に分かれていると思います。家の上側の小さい筆が今回の申請地ですね。その下の部分の筆が、こちら地目が原野になります。

資料の35ページ、36ページにお家の平面図、立面図を記載しております。こちらに

つきましては平屋を建設される予定というところになっております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問ありませんか。

（ 私語あり ）

書記（立石 徹君） すいません、書記です。資料の31ページに被害防除計画書を載せております。内容については記載のとおりになりますけど、こちらについては農地転用等が出てくると思いますので、そのときに詳しく説明をしたいと思ひまして、説明を省略させていただきました。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） この農振除外の話があったとき、我々は20日の日、国土交通省から2名、事務局から2名、私と山下委員と当事者の〇〇〇〇さんと、一応それだけで立ち会いをやったんですけど。

私が納得いかなかったのは、何で結局国の施策によって高速道路で——国の施策ですね。それで立ち退きを要求されて立ち退かなければいけない。家主さんが、我々農業委員会に対して農振除外をしてくれと。そういうのはおかしいんじゃないかなということで、私個人としての意見と、そういう形を国交省のほうに、担当者のほうに申し上げました。それは県のほうに通達するということでしたけど、何で国の施策によって我々が動かないのかなという思いはありましたので、一言だけ申し上げて、あとは事務局長が説明されたんですけど、そこら辺は詳しくは覚えておりません。

以上です。

事務局長補佐（作永 善則君） すみません。事務局長補佐。今回審議をお願いしている案件になりますけど、国道というか高速道路の整備については国土交通省所管の部分になるんですけど、それと付随して今回の農振除外、その後で農転申請という流れでなってくると思うんですけど、恐らく農地を守る法律がやっぱり強いので、そこは国土交通省のほうの権限ではどうすることもできない部分が正直あると思います。その分の判断を地元の農業委員さんのほうにお願いするという流れに今回、法律上もなっているというところで御理解をよろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） ほかに御意見、御質問ありませんか。（ 「なし」の声あり ） ないので、委員会としては、本計画変更はやむを得ないと判断することで回答いたしたいと思ひますが、どうでしょうか。（ 「異議なし」の声あり ） そのように回答いたします。

次に、日程6、その他、令和3年度最適化活動の点検・評価について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の37ページをお願いします。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となっておりまして、こちらにつきましては、毎年度各市町農業委員会がその年度の最適化活動の目標を定めて、その後、実績に係る点検・評価をしなければならないところです。これが昨年度の実績に係る点検・評価の分になります。

37ページから44ページまでいろいろと記載をしております。詳細についてはもう書いているとおりではあるんですけども、主なところを御説明させていただきますと。まず資料の38ページ、担い手の農地の利用集積集約化ということで、こちらにつきましては委員さんの御協力もあり、利用権の設定等、特に設定時期1月に利用権の更新は多くあります。

ただ、なかなか新規の貸し借り、新規の利用権設定というのは実績も少ないところです。あとは農地中間管理事業の活用も3年度についてはございませんでした。

続きまして資料の39ページ、新規就農者の参入促進につきましては、令和3年度は実績がございませんでした。令和3年度というか、ちょっと数年実績がありません。なかなかちょっと新規就農は本町に限らず、どこの市町もなかなか新規参入が難しいところではありますけども、こちらについても関係機関や農業委員の皆様、あとは農林水産課と連携して参入促進をしていきたいと思っております。

続きまして資料の40ページをお願いします。

こちらにつきましては、遊休農地の解消や防止の実績に対する評価となっております。こちらにつきましても毎年農業委員さん、推進委員さんにしていただいている夏の農地パトロールや年間を通して委員の皆様に農地の見回りをさせていただいております、農地と非農地の区分けも大分できておりまして、大分非農地通知も出しまして整理できているところではありますけども、なかなかA判定になった農地について、所有者に耕作をしてもらう、あるいは貸付けを行っていただいで耕作をしてもらうというところで、なかなかこの解消というのが苦慮しているところではございます。

説明は以上になります。

会長(吉野 裕君) この件について何か御意見、御質問ありませんか。(「なし」の声あり)
なければ、この件についての説明は終わります。

次に、②についてお願いします。書記。

書記(立石 徹君) 書記。その他の②、1月定例会の日程についてですけども、まず1月の五役会ですけども、1月の18日水曜日に役場3階の第2会議室で行います。いつも毎月2階の会議室で行っておりますので、ちょっと来月は3階の第2会議室、隣の部屋になりますのでお間違いないようにお願いします。

続きまして、総会につきましては、1月の27日金曜日の14時から、こちら3階第1会議室で行います。こちら毎月1時半から開催しておりますけども、ちょっと別の利用

が入っております、ちょっと30分遅い14時となっております。ただ、ちょっともしかしたら変更もあるかもしれません。通常どおり1時半からの可能性もありますので、また変更があれば御案内をさせていただきたいというふうに思っております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 他に何かございませんか。

（ 私語あり ）

事務局長補佐（作永 善則君） すみません。報告の事項になります。2日前、もう既に委員さん御承知のこととは思いますが、21日に江迎町のほうで鳥インフルエンザのほうが発生しております、その結果、簡易検査で陽性、そのあと遺伝子検査で13羽したところ、全てH5亜型で陽性という確認がされております。

その後、佐々町内が10km県内に入るということで、本町での対応としましては、今の移動制限区域とかいう設定になっているんですけど、江迎方面から佐々のほうもまた出る、追加するという場合に消毒ポイントを設けさせていただいております。その消毒ポイントが佐々インターのあるところの交差点の南側になるんですけど、観光情報センターというのが町の施設でございます。その南側に国土交通省の空き地になっているエリアがありますけど、そちらのほうで畜産関係、養鶏関係の対象車両が中に入って消毒作業をするというのを昨日の午前7時から開始させていただいております。

そこの対応する職員というのが5名体制で実施をしております。1人が県北振興局の職員さん、もう1人が農協もしくは農業共済の方からお1人、残り3人が本町のほうから8時間交代で24時間の3日間ということに対応するというのが、今日通知がありまして、4日間に延長した形での人員体制を今動員を行っているところです。

今のところ1日たった現在で今日の朝の時点はまだ、うちの職員のほうが車の消毒作業をするような形になるんですけど、今日の朝7時の時点ではまだ0台ということなので防除はなかったんですけど、昼現在で今2台対象車両の消毒をさせていただいたというところがございます。

結果的に月曜日の午前9時までを今の体制を延長する形で防除作業を行わせてもらって、それから後は民間委託という形で対象車両の消毒を行わせていただくという流れになります。場所が江迎町の役場、今佐世保市江迎支所という形になりますけど、その北側の〇〇〇〇の本店があるところの横の道を上に北側のほうに上って行ってもらって、田平のほうに抜ける広域農道があると思うんですけど、そこを田平には行かずに山沿いに進んだ左側にある養鶏場になります。殺処分については、今日の午前30分ぐらいに2万7,000程度だったと思うんですけど、全て殺処分を行って埋設という流れになるということです。

会長（吉野 裕君） その他で皆さんのほうから何かありませんか。3番。

3 番（池田 邦義君） 皆さんにちょっと御報告というか意見を頂きたいんですけど、今回市場免の開発、〇〇〇〇の裏、〇〇〇〇の裏ですね。あそこの開発が、〇〇〇〇さんの開発が白紙になりまして、昨日また別の会社、〇〇〇〇さんがおみえになって説明会がありました。昨日夕方6時からですね、地権者集めてあったんですけど、一応開発はするということで話は進んでいるんですけど、来年は作付をしてもいいということで、来年はそういうふうに作付を行います。ということで、基盤整備法で結局賃貸借の貸し借りが今多分解約されていると思うんですけど、1年間でもヤミ契約はできないということで、我々農業委員会でも決めているとおり1年でも契約をしないといけないんじゃないかなと思っております。その件で種もみとか苗とかの注文もありますので、そこら辺は地元委員さんも含めて一応基盤整備で賃貸借の事務局のほうで書類をそろえていただきたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。8番。

8 番（藤永 九市君） 新年号の農業委員会だより、五役の皆さんに丸投げしてといいますかね、編集されて大変だったかなと思ってはいますけれども、その状況はどういうふうになっているのかお尋ねしたいと。

会長（吉野 裕君） 事務局書記。

書記（立石 徹君） 農業委員会だよりについては、1月に発行ということで、昨日、校了とさせていただきますして、12月末に納品予定ということになっております。

8 番（藤永 九市君） ありがとうございます。御苦勞だったと思いますので、ねぎらいたいです。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようですので、本日の日程が全て終了いたしました。

会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 14 時 15 分 ）